

長時間労働削減のために

(4)

適正な労働時間の把握と管理

加藤社会保険労務士事務所 所長
(一社)名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

皆様の職場では、どのようにして労働時間の記録を取っていますか？

長時間労働を削減することは、労働者の健康を維持しやがいを促進することに繋がり、企業にとっては生産性を向上させることができます。そのためにはまず、適正に労働時間を記録・管理する必要があり、これは使用者にとっての責務となっています。

国は、本年1月20日、この労働時間の適正な把握のためのガイドライン「労働時間の適正な把握のため使用者が講ずべき措置【労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること】」を策定しておりますので、今号ではその主なポイントをご紹介します。

- (1)原則的な方法
- (2)使用者が、自ら現認することにより確認する方法

労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であつて、使用者の指示による、業務に必要な準備時間、片付けや清掃、着用が義務付けられた服装への着替え時間等も含みます。

また、参加が義務付けられた朝礼や会議、社内での研修、教育訓練時間も労働時間です。まず労働時間の記録を行う上で、労働時間の考え方を共有しておきましょう。



に対しても自己申告制の適正な運用等、ガイドラインに基づく措置等について十分な説明を行うこと

た労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、正しい労働時間に補正すること

③自己申告できる時間数の上限を設ける等、適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定(時間外・休日労働に関する労使協定)の延長することができるのは時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守つていいか確認すること

原則的にはこれらいずれかの方法によることとされています。

こうした活動により適正な労働時間の把握と管理を行って、さらなる次の問題が発生しそうです。それは「いかにして長時間労働を削減するか」ではないかと思います。今後この連載記事でも取り上げてまいります。

ご相談は、当協会会員事業場専用相談ダイヤル「企業の労働110番」(☎052-961-7110)をご利用ください。

使用者は、労働者ごとに、

①自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者

1. 労働時間の考え方

▼
▼

ご相談は、当協会会員事業場専用相談ダイヤル「企業の労働110番」(☎052-961-7110)をご利用ください。